

〈郵便による戸籍謄抄本等の請求書〉

(あて先) 瀬戸内市長 様

平成 年 月 日

請求者 現住所の確認ができる本人確認書類(運転免許証・保険証など)の写しを添付してください。			
住所	〒		
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
氏名	印		
連絡先	昼間に連絡できる電話番号		— — (自宅・職場・携帯)

◎ 戸(除)籍謄抄本の送付先は、請求者の住民登録地となりますのでご注意ください。(勤務先などには送付できません。)

必要な人の戸籍			
本籍地	瀬戸内市		
筆頭者	(戸籍の最初に書かれている人)		
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
氏名			
あなたからみた必要な人との続柄 (例) 本人・妻・長男・父の母・長男〇〇の長男など 続柄()			
当市保管の戸籍で確認できない場合、請求者と必要な人との続柄が分かる資料の写しを同封してください。請求する人が、直系親族(祖父母・父母・子・孫など)又は戸籍に記載されている人もしくはその配偶者以外の人の場合は、委任状が必要となり、請求理由を説明できる資料が必要となる場合があります。			
最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。			
平成 年 月 日 ()市・区・町・村に 出生・死亡・婚姻・離婚・その他()届を提出			

必要な証明書の種類 <input type="checkbox"/> にチェックと通数を記入してください。				手数料
戸籍	<input type="checkbox"/> 謄本(全部) 通	<input type="checkbox"/> 抄本(一部) 通	1通 450円	
除籍(改製原戸籍)	<input type="checkbox"/> 謄本(全部) 通	<input type="checkbox"/> 抄本(一部) 通	1通 750円 ※	
戸籍附票	<input type="checkbox"/> 全部 通	<input type="checkbox"/> 一部 通	1通 400円 ※	
<input type="checkbox"/> 身分証明書(禁治産、後見登記、破産宣告を受けていない証明) 本人以外が請求する場合必ず委任状が必要です。			通 1通 400円	

※ 戸籍や附票は改製等の理由で1通では証明できないことがあります。詳しくは下記までお問い合わせください。
(お問合せ先) 市民係 0869-22-1115(直通)

請求理由 (目的・提出先)		死亡による相続の場合	
<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍届書に添付 <input type="checkbox"/> 年金手続き <input type="checkbox"/> 相続 (なに)の相続のため(どこ)に提出 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> (だれ)の出生から死亡まで連続したもの 組	
		<input type="checkbox"/> (だれ)の死亡の日が記載されたもののみ 通	
		<input type="checkbox"/> (だれ)の(なに)の記載があるもの 通	
戸籍附票を請求する場合	必要な時期	年頃 ~ 年頃まで	
必要な住所	住所 ()	<input type="checkbox"/> の記載があるもの <input type="checkbox"/> から現在までつながるもの	

◎ 手数料は定額小為替(郵便局にあります)又は現金書留でお支払いください。

◎ 返信用の封筒(住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの)を同封してください。一度にたくさん請求する場合は、定形外の封筒を用意していただき、切手は貼らずに多めに入れてください。余った切手はお返しします。

(送付先) 〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1 瀬戸内市役所市民課市民係 宛